## 独立行政法人造幣局の役員の任命について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条第4項の 規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第5項 の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人造幣局 理事長 平 井 康 夫

村 上 佳 子 独立行政法人造幣局理事に任命する (以上令和7年10月1日)